資料１－１

令和９年度研修実施計画の策定に向けた方向性について（案）

令和６年の政治資金規正法の改正（※）に伴い、登録政治資金監査人（以下「監査人」という。）は、改定された政治資金監査に関する具体的な指針（以下「改定後マニュアル」という。）の知識を十分に修得した上で政治資金監査を行う必要があるため、政治資金適正化委員会では、令和８年度の研修において、当該改定後マニュアルを用いた令和９年以降に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）を重点的に実施し、この受講を促すため、フォローアップ研修（再受講研修・実務向上研修）は実施しなかったところである。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和６年法律第６４号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和７年法律第１号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２号）による改正。

新制度研修については、令和８年１０月末日現在、監査人５，１５６人中、６８０人（１３．２％）が受講したところであるので、未受講者に対して、令和９年度も引き続き新制度研修の受講を促す必要があると考えられる。

また、既に令和８年度に新制度研修を受講した監査人は、その知識の定着を図る観点から、令和９年度もできる限り新制度研修を受講していただくことが望ましいと考えられる。

フォローアップ研修のうち再受講研修については、実施する場合は新制度研修と内容が同一であるため、対象者（令和８年度に新制度研修を受けた監査人）は新制度研修を受講してもらうこととし、令和９年度は休止とすることが考えられる。

実務向上研修については、令和７年度の受講者アンケートにおいて、内容全般にわたって、実務の参考になるとの回答が多かったことから、令和９年度から再開することが考えられる。その際、令和７年度の実務向上研修の構成を基本としつつ、令和６年改正の内容を反映するなど、研修内容の充実を図ることが考えられる。

以上を踏まえ、令和９年度の研修実施計画の策定について、以下の検討を行う。

① 実施する研修の種類及び内容について

・登録時研修について
→　令和８年度と変更なし。

・新制度研修について
→　令和８年度と変更なし。

・フォローアップ研修のうち、再受講研修について
→　休止。

・フォローアップ研修のうち、実務向上研修について
→　再開する（令和６年改正法を踏まえた研修資料を作成する）。

② 研修の実施方法及び規模について

・集合研修（要望研修を含む。）について
→　令和８年度は新制度研修開始の初年度であったので３０回実施したが、令和９年度は令和７年度並の１３回実施することとする。

【参考】令和７年度の集合研修の開催
８都市（札幌市、仙台市、東京都、金沢市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市）で 11 回開催。

・個別研修について
→　従前どおり、随時、実施することとする。

・リモート研修について
→　令和８年度は新制度研修開始の初年度であったので開催期間を令和８年６月から令和９年３月までとしたが、令和９年度は４月と５月、９月から令和１０年１月までとする。

【参考】令和７年度のリモート研修の開催
令和７年９月から令和８年１月頃にかけて開催

③ 改定後マニュアルに係る研修受講の状況の公表について

・登録政治資金監査人の登録一覧について
→　登録政治資金監査人が改定後マニュアルに係る研修を受講したかどうかについて、令和８年度同様、当委員会に掲載されている登録政治資金監査人の登録一覧上で公表することとする。

④ 各士業団体への協力依頼について

・各士業団体との連携について
→　改定後マニュアルに基づく研修受講の促進を図るため、各士業団体へ協力を依頼する。